

新規就農者育成総合対策事業
(就農準備資金、新規就農者誘致環境整備事業(研修農場の整備))
研修機関等認定要領

第1 趣旨

新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金、新規就農者誘致環境整備事業（研修農場の整備））の実施について、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。以下「円滑化実施要綱」という。）に規定する研修計画に基づく研修を実施する研修機関等の認定については、実施要綱及び円滑化実施要綱（以下「実施要綱等」という。）のほか、この要領の定めるところによる。

第2 研修機関等

- 1 実施要綱別記2及び円滑化実施要綱別記1（以下「実施要綱別記2等」という。）の第5の1の(1)のイの(ア)及び実施要綱別記3の第7の2の(1)のアの(エ)に規定されている就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると県が認める研修機関等は、広島県立農業技術大学校（就農準備資金のみ）のほか、新規就農者を育成するための農業研修を実施する次の研修機関等のうち、県の認定を受けた者とする。
 - (1) 農業研修を実施している教育機関
 - (2) 農業研修を実施している市町、農業協同組合、市町又は農業協同組合が事務局を担う協議会、農業協同組合連合会（連合会の出資法人を含む）、公益法人等の研修機関
 - (3) 先進農家又は先進農業法人（就農準備資金のみ）
- 2 認定を受けようとする者は、実施要綱等に定める要件のほか、次の(1)から(4)に掲げる全ての要件を満たさなければならない。ただし、第2の1の(1)及び(2)については、次の(1)のロからセを除く。

また、1つの先進農家へ3か月以上の委託契約等により研修を実施する場合は、次の(5)に準じて選考基準を設けること。

 - (1) 研修体制及び研修実施方針
 - ア 定款、規約、設置要領等へ研修について明記していること（第2の1の(3)のうち法人化されていない農業経営体においては、次の(2)の研修カリキュラムを整備していることで可とする。）。
 - イ 研修生が研修に入る前に、短期研修や農業体験などを行っており、研修生の選考基準を明確にしていること。
 - ウ 研修生を労働力として扱わず、教育的視点で研修を実施すること。
 - エ 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮すること。
 - オ 育成すべき就農者の目指す姿が明確であること。
 - カ 独立・自営就農を目指す研修生を受け入れる場合は、就農予定市町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（就農予定市町が未定の場合は、広島県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針）に定める「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき所得水準」に達する具体的

- な経営モデルを明示し、実現するための研修を行うこと。
- キ 研修の実施体制（技術実習及び座学等）及び施設が整っていること（派遣研修先を含む）。
- ク 研修中は研修生と定期的（最低月 1 回）に面談し、技術習得状況や就農準備状況等を把握すること。
- なお、面談は別記様式第 1 号（独自の様式がある場合を除く。）を用いて行い、就農準備資金の認定を受けた場合は、研修生が実施要綱別記 2 等の第 6 の 1 の (4) に基づいて行う研修状況報告書（実施要綱別記 2 等別紙様式第 4 号）に対象期間分を添付させること。
- また、必要に応じて、把握した情報を研修生の就農予定市町及び関係機関と共有すること。
- ケ 研修生の研修取組や就農に向けた準備の積極性、技術の理解度について定期的に評価を行うこと。
- コ 申請日時点で農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けていること。
- サ 研修責任者が研修生に対して十分な指導を行うことができる 5 年以上の農業経験（学歴は除く。）があること。
- シ 研修責任者とは別に研修生に対して十分な指導を行うことができる 5 年以上の農業経験（学歴は除く。）がある研修担当者（常時雇用者）がいること。
- ス 研修担当者 1 人当たり研修生の人数が 2 人以内であること。
- セ 直近の決算において、債務超過となっている経営体でないこと。

(2) 研修カリキュラム

- ア 研修期間及び時間は、概ね 1 年以上かつ年間 1,200 時間以上であること。ただし、原則一月あたり 16 日以上、一日あたり 1 時間以上 8 時間以内とする。また、一定の休憩時間（研修時間が 6 時間を超えれば 45 分以上、8 時間を超えれば 1 時間以上の休憩を研修時間の途中に与えること）及び休日（毎週 1 日以上または 4 週間を通じて 4 日以上の日を与えること）を確保すること。
- イ 就農に向けて必要な技術・知識等を習得できるよう、栽培管理等の生産技術に関すること、農業機械・機器・設備等の操作方法・整備・安全対策に関すること、流通販売やマーケティング等の知識に関すること、帳簿や財務諸表の作成及び読み方、労務管理等の農業経営に関すること等を総合的にかつ体系的に設定した研修内容であること。
- ウ 座学等（総合的・専門的な知識習得のための取組）を毎月計画し適切に実施すること。なお、必要に応じて、関係機関等が実施する座学等を活用することができる。
- エ 広島県が主催する当該年度の「ひろしま農業経営者学校」を、原則受講すること。
- オ 独立・自営就農を目指す研修生を受け入れる場合は、研修生が就農する市町から農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の認定を受けられるよう、研修中に自ら計画作成ができるカリキュラムであること（関係機関等が実施する農業研修等以外にも、研修機関が独自で計画作成支援を行うこと。）

(3) 研修中、就農準備及び研修終了後支援

ア 研修生を確実に就農させるため、あらかじめ、就農予定の市町、産地及び経営体等と十分に協議し、実施要綱に基づく当該市町の地域サポート計画において研修機関として位置付けられるとともに、「別添1」及び「別添2」により、支援内容を明確にしておくこと。

また、雇用就農又は親元就農を目指す研修生のみを受け入れる研修機関及び1の(3)の研修機関は「別添2」の作成は省略することができる。

イ 独立・自営就農を目指す研修生に対しては、研修終了前に実施要綱別記2等の第7の2の(11)に準じて整備されるサポート体制について、当該市町や産地、関係機関等と十分に調整し、研修終了後も継続して営農できるよう支援すること。

(4) その他

ア 研修機関等の情報について、研修機関等認定後1か月以内に、「農業をはじめめる.JP」に登録し、公表すること。

イ 研修中・研修終了後を通じて、新規就農者育成総合対策事業に係る申請・報告事務等を支援すること。

ウ 知事から研修実施状況、就農準備状況及び就農後の支援実施状況等の報告等を求められた場合は対応すること。

エ 公序良俗に反する行為などがなく、交付対象者を育成する研修機関として適切であること。

(5) 先進農家へ委託契約等により研修を実施する場合

ア 先進農家の技術力及び経営力が地域の水準以上、もしくは農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けていること。

イ 先進農家の研修担当者1人当たり研修生の人数が2人以内であること。

ウ 研修終了後も営農相談に対する助言などの支援が可能であること。

第3 研修機関等の認定

1 第2の1の(1)、(2)及び(3)の研修機関等として認定を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、研修機関認定申請書(別紙様式第2号)により、知事に申請する。

2 知事は、前項の規定による申請者が、第2に定める要件に適合しているかを審査し、要件を満たす場合は本事業に係る研修機関等として認定するものとする。

3 前項の規定による審査については、新規就農者育成総合対策事業審査会(以下「審査会」という。)により行うものとする。

4 知事は、申請者に対し、認定結果を通知する。

5 知事が認定する期間は、4月1日から3月末日までの最大1年間とする。

第4 認定内容の変更

- 1 研修機関等は、認定を受けた研修内容等を変更または廃止する場合は、知事に申請する。ただし、実施要綱別記2等の第6の1の(2)に記載されている軽微な変更の場合を除く。
- 2 前項の手続きは第3を準用する。

第5 立入調査等

知事は、本要領の認定内容を確認する限度において、研修機関等に対し、必要な報告を求め、その職員に、当該研修機関等の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせることができるものとする。

第6 認定の取消

知事は、第5に定める立入調査等により、第2の2に定める要件を満たさないことを確認した場合は、認定を取り消すものとする。

第7 その他

認定研修機関及び知事は、研修生に対してこの事業に係る説明を十分に行うこと。

附則

この要領は、平成26年3月28日から施行する。

なお、広島県新規就農者育成交付金事業実施要領（平成24年6月29日制定）は廃止する。

附則

この要領は、平成28年5月10日から施行する。

附則

この要領は、平成28年12月5日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成29年5月9日から施行する。
- 2 平成28年度から継続の研修生が在籍する研修機関等については、その研修生が研修を終了するまでは、新規採択者がいる場合を除き、なお従前によるものとする。

附則

この要領は、平成30年4月4日から施行する。

附則

この要領は、平成30年5月23日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成31年4月12日から施行する。

- 2 平成 30 年度から継続の研修生が在籍する研修機関等については、その研修生が研修を終了するまでは、新規採択者がいる場合を除き、なお従前によるものとする。

附則

- 1 この要領は、令和 2 年 5 月 20 日から施行する。
- 2 平成 31 年度から継続の研修生が在籍する研修機関等については、その研修生が研修を終了するまでは、新規採択者がいる場合を除き、なお従前によるものとする。

附則

- 1 この要領は、令和 3 年 5 月 13 日から施行する。
- 2 令和 2 年度から継続の研修生が在籍する研修機関等については、その研修生が研修を終了するまでは、新規採択者がいる場合を除き、なお従前の例によるものとする。

附則

この要領は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 16 日から施行する。
- 2 令和 5 年度から継続の研修生が在籍する研修機関等については、その研修生が研修を終了するまでは、新規採択者がいる場合を除き、なお従前によるものとする。

附則

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 16 日から施行する。
- 2 令和 6 年度から継続の研修生が在籍する研修機関等については、その研修生が研修を修了するまでは、新規採択者がいる場合を除き、なお従前によるものとする。